

機械警備業務委託共通仕様書

1 警備業務対象施設

個別仕様書のとおり

2 業務期間

5年間

3 業務目的

警備対象物件における火災・盗難その他の異常状態、事故を未然に防止し、警備対象物件の保全と安全を確保することを目的とする。

4 警備方式

機械警備業務

※「機械警備業務」とは、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

※「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備業務対象施設以外の施設をいう。

5 委託業務概要

- (1) 不審者侵入・盗難・火災・ガス漏などの異常事態の感知
- (2) 異常事態感知時における関係先への通報、連絡
- (3) 警備実施事項の報告

6 業務内容

(1) 装置の設置

受託者（以下「乙」という。）は、警備業務対象施設に以下の機能を有する装置を設置する。装置を設置する詳細な位置や数量を把握するため、施工前に現地調査を行うこと。調査の結果図面に記されている位置や数量と変動が生じても応札額の範囲で対応し、契約金額の変更は行わない。半導体不足などのやむを得ない事情があり設置が遅れる場合は、庁舎のセキュリティに支障を来さない範囲で甲乙協議し遅れる部品（電気錠制御装置など）に限定して納入後の設置を認める場合がある。

原則として契約履行開始日までに仕様どおりの機械警備を稼働させるものとする。ただし入札の結果契約者の切り替えがあり前契約者の装置が残存し撤去を終えないと設置が出来ないなどやむを得ないと甲が認めた場合は甲乙協議の上で以下のとおりとする。

- ・ 契約履行開始日までに赤外線パッシブセンサーと火災ガス漏れ感知の稼働を開始する。
- ・ 甲が管理する火災受信機と乙の装置間の接続切り替えは契約履行開始日前の開庁日の業務時間内に、甲乙および前契約者立ち会いの上で行う。
- ・ 前契約者の装置の撤去が済み次第、残りの装置を設置稼働させる。

No.	機能	仕様
1	不審者侵入感知	・ 第三者が容易に侵入しうる箇所（1階、外階段やそれに接続されたベランダ）にある不審者が侵入可能な扉窓はマグネットセンサーを設置。該当する扉窓の位置数量は現地調査により確認すること。（はめ殺し等固定されている、備品で塞がれている、開口部が著しく狭小であり不審者が侵入できない場合は設置を要しない。）窓が上下2段に分かれている場合、個別仕様書や図面に特記が無い限りは小窓にはマグネットセンサー設置を要しない。 こじ開けが基地局で感知できる電気錠を設置する扉はマグネ

		<p>ットセンサー設置を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それ以外の箇所は、原則として感知方法は問わない。 <p>個別仕様書で赤外線パッシブセンサーの設置を定められている箇所においては、原則として以下のとおりとすることで不審者侵入感知の死角を生じさせないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の警備機器設置図に記す箇所と同じ箇所に設置する。(施工条件が許容する限り近い箇所で可) ・数量も同数以上とする。 <p>異なる箇所や少ない数量で設置を検討する場合は、間仕切り等により死角が発生しないように施工すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量や位置が仕様どおりであったとしても感知範囲が狭く、セキュリティ上問題となる死角が生じる製品を用いることは認めない。 ・施工前に死角が生じないことを確認するための現地調査を行うこと。
2	侵入者威嚇	<ul style="list-style-type: none"> ・音や光を用いた威嚇方法。
3	金庫等盗難感知	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難による振動、熱を感知する。
4	火災・ガス漏感知	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の自動火災報知設備（以下「自火報」という。）やガス漏感知器がある場合はこれを使用する。 ・自火報により感知できない棟がある場合や自火報がない場合は、乙にて感知器を設置する。(ガス漏感知器も同様。) ・施工前に現地調査を行い、感知区域ごとに火災感知器を設置するように施工すること。 ・個別仕様書で感知器設置を定めている場合は、個別仕様書に定める位置にて非常ベルを鳴動させる。鳴動も停止できるようにする。乙が設置した火災感知器は乙で点検するものとしその頻度と方法は自火報点検に準じる。設置も自火報設置基準に準じる。 ※各地方管理者が自火報、ガス漏感知器を点検するときは乙に事前通知する。 ・ガス漏れ感知器を設置する際は、燃焼器から水平距離 4m 以内とする等「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日 通商産業省告示第 123 号）」の基準によること。
5	施錠・解錠	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の機能を有する電気錠（電磁錠含む）。 ※自動施錠機能（扉を閉めた際は自動施錠） <ul style="list-style-type: none"> ・開庁日においては個別仕様書で定める時間帯 ・閉庁日は終日 ※警報音機能 <ul style="list-style-type: none"> ・通用口が一定時間、開放された場合 <p>自動施錠されている日時に、火災感知時は自動解錠する。設置する通用口にて解錠施錠操作を行えること。</p>
6	鍵の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ID カードで開閉を行う鍵保管部を備えること。 ・こじ開けや盗難感知機能必要。
7	入退記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック単位、建物単位での警戒状態セット・解除記録機能。操作者も ID カードで識別する。 ・異常発生時刻、正常復帰時刻の記録機能。
8	装置の制御	<ul style="list-style-type: none"> ・建物単位又はブロック単位で警戒状態のセット・解除を行なう機能。 <p>各ブロックの最終退庁者（最初の登庁者）が警戒状態にセット（警戒解除）する都度、基地局において警戒状態（警戒解除）になること。庁舎の最終退庁者（最初の登庁者）が操作を行った場合は共用部も含めた建物全体が</p>

		<p>警戒状態（共用部のみ警戒解除）となること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備ブロックを異にする建物がある場合、原則として建物ごとに制御装置（カードリーダーもしくはパスワード入力装置）を設置する。 <p>建物内部が複数ブロックに分かれている場合は、乙は原則として以下のいずれかの方法を適宜選択できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1台の制御装置で、各ブロックを警戒状態や警戒解除状態に操作する。 2) 各ブロックの出入り口に制御装置を設置し、そのブロックを警戒状態や警戒解除状態に操作する。 3) 鍵保管庫から鍵を取り出したときはその部屋が警戒解除状態、収納したときは警戒状態となる。（共用部に関しては3)-1:通用口に、共用部を警戒状態や警戒解除状態に操作する制御装置を設置する方法 もしくは3)-2:全部屋の鍵を収納した時点で警戒状態となり、1部屋でも鍵を取り出した時点で解除状態とする方法 のいずれかを選択できる。） <p>複数の警備ブロックがある場合、いずれの警備ブロックが警備のセット、もしくは解除がなされているか表示するものとする。</p> <p>マグネットセンサーを設置している窓扉においては閉め忘れのある窓扉のあるエリアを把握できるような区分表示器を個別仕様書の記述に従い設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙の基地局におけるリセットは認めない。 ・IDカード、又はパスワード入力により操作する。 ・IDカードは複製困難、かつ各人を識別できること。 ・各IDカードの入退室権限は各庁舎管理者が別途指示するところにより設定する。設定変更、無効処理も同様とする。 ・パスワード入力の場合は操作毎に配列が変わるランダムキータイプとする。庁舎管理者から依頼があればパスワードを変更する。
9	基地局への送信	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局において、各庁舎に設置している装置の正常作動を確認できるようにすること。 ・通信回線は、専用回線又は同等のサービスを提供できる回線とする。（信号監視システムを利用した電話回線などで通信断が瞬時に検出できるもの、もしくは二重回線） <p>※ただし、各庁舎管理者の通信回線とは別回線を用いる場合、その回線の契約と費用負担は乙が行う。</p> <p>携帯電話回線を用いる際は、事前に携帯電話会社のエリアマップなどで安定した通信が確保できる電波強度があることを事前確認すること。電波強度が不十分な場合は以下のいずれかによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙にて携帯電話会社から電波改善装置を借用して設置する。 ・携帯電話回線によらない通信手段を確保する。
10	電源供給	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎に非常用電源設備があればこれから電源をとること。 ・庁舎から電源供給が絶えても30分以上対応できること。 ・バッテリーは使用期限を適切に把握し、期限切れ前に計画的に交換すること。 ・使用期限の定めはないものの、基地局にてバッテリーの以上が把握できる場合は、異常を把握した時点で速やかに交換すること。
11	その他	個別仕様書で別途定める機能

(2) 装置等の施工確認及び保守点検

履行期間開始前および1年を経過する毎、以下のとおり定期的に点検すること。
(火災感知器の点検を個別仕様書で定めている場合6(1)4に記すとおりに点検する。)

- ① 「(1)装置の設置」および個別仕様書で定めるとおり各種装置が正しく作動するか点検する。
- ② センサーは警備状態にセットされた状態で作動するかを点検する。
- ③ その他建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房営繕部)P64「3.9.11 防犯・入退室管理装置」のとおり点検する。
- ④ ケーブルについては目視できる範囲内で以下のとおり点検する。
 - ・ケーブルは電柱や建物壁面などに正常に固定されているか。(ケーブル落下などがないか?)
 - ・他のケーブルや障害物との接触や接近がないか、ケーブルの損傷がないか。
 - ・地上高は十分に確保されているか。
- ⑤ 点検回数は履行期間開始前1回および、履行期間中4回とする。(ただし火災感知器の点検回数は6(1)4のとおり。)
- ⑥ 点検結果を報告書にまとめ、甲に提出する。報告書には点検内容に加え、点検実施年月日と点検を実施した者の氏名を記入する。報告様式は別紙のとおり。

(3) 異常事態感知時の対応

- ① 異常事態を感知したときは、警備員は警備業法第43条に基づき速やかに当該物件へ急行し、異常事態の内容を確認すること。
- ② 必要と認めたときは直ちに関係先(警察、消防など)に通報し、その出動を要請すること。また、警備員は異常事態の拡大防止に必要な措置を取ること。
- ③ 必要に応じ各地方庁舎の緊急連絡先に速やかに電話連絡する。
(各庁舎管理者は、緊急連絡先を定め、乙に明示する。変更する場合も同様。)

(4) 警備実施後の報告

- ① 警備業務対象施設において不審者侵入、火災、ガス漏など事故が発生した際は、速やかに報告書を当該施設の庁舎管理者に提出する。
- ② 所定の様式により速やかに月間警備状況報告書を各庁舎管理者に提出する。求めに応じて入退館記録も添付する。
- ③ 業務開始日から1年経過する毎に、所定の様式により各月の異常感知回数、警備員出動回数を記した報告書を各庁舎管理者に提出する。
- ④ 装置の点検を行った際は、所定の様式により各庁舎管理者に提出する。
- ⑤ 報告書は乙が作成した正規のものであることが確認できれば電子メールでの送付、ウェブでの閲覧も可とする。

(5) 警備時間帯

次の時間内における装置のセット時から解除時までの間とする。ただし火災ガス漏監視は終日とする。本契約更新に伴う入札の結果契約者が入れ替えに伴い甲が管理する火災受信機との接続切り替えがある場合は、接続切り替えまでとする。

開庁日 閉庁日以外における17時15分～翌日8時30分

閉庁日 終日(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日))

7 委託業務についての条件

- (1) 警備業法19条2項に定める書面には以下の図面と表を添付し、甲に提出する。
 - ・警備システム系統図
 - ・警備機器等設置図(庁舎平面図による。)
 - ・警備ブロック図(甲が求めた場合に限る)施工前に、仕様と相違がないことを甲乙お互いに図面で確認する。
 - ・6(1)に記す装置の設置時期一覧表
 - ・バッテリー使用期限一覧表(使用期限の定めがない時は設置時期一覧表で可)

通信ケーブルを敷設した際は敷設ルートも示す。ケーブルを固定している電柱、建物壁面や庇の位置もわかるようにすること。

- (2) 機器の操作ミスによる異常感知を防止するため、乙は簡潔でわかりやすい機器操作説明書を各庁舎管理者に提出すること。
- (3) 制御する ID カード（タグ含）を各庁舎管理者に引き渡すこと。
- (4) 各庁舎管理者に事前説明し、承諾を得たうえで設置すること。契約期間開始日から原則として1週間以内に設置すること。機械警備ができない期間中は常駐警備を行うこと。常駐時間は6（5）の時間帯とし、常駐場所は各庁舎管理者が指定する。
- (5) 個別仕様書別添「警備ブロック図」に基づきブロック毎に警備を行うとともに、現行の装置を参考に同等以上の機能を有すること。
- (6) 乙が庁舎管理者から鍵の預託を受けた場合は、預かり証を発行し責任を持って保管管理する。契約終了、もしくは解除のときは直ちに返還する。
- (7) 契約書第4条で規定する再委託禁止等にかかる「主たる部分」とは、異常事態の感知と現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置（法43条）及び現場代理人選任とする。（再委託可能な例：装置設置作業、火災感知器点検、機械警備空白期間時常駐警備）
- (8) 契約書第17条に定める「損害」とは、業務の準備、機器撤去に際して発生した損害に加え「4業務内容（3）イ」の事故による被害拡大防止が十分でないことにより、拡大した損害をも含む。（例：契約書第10条に定める保守が不適切であったことにより異常事態感知ができなかった場合。法43条に定める即応体制がとられなかった場合。）
- (9) 乙は、契約時に保険会社との間の損害賠償に関する契約の証明書（以下「証明書」という。）を甲に提出する。損害賠償に関する契約期間に定めがある場合は、乙は契約更新の都度、証明書を甲に提出する。損害賠償の限度額は、1事故につき対人賠償及び対物賠償あわせて10億円とする。

8 個別仕様書への委任

次のことについては各警備業務対象施設の個別仕様書で定める。共通仕様書と相違する記述がある場合は、個別仕様書の記述を優先する。

- (1) 業務の対象となる施設の概要
 - ① 庁舎名、所在地、警備対象範囲
 - ② 図面
- (2) 機械警備の業務内容に関する個別指示事項
 - ・ 機器の有無、数量、位置、感知範囲、IDカードの数量（添付図面含）など
- (3) その他
 - ・ 現行契約との変更事項
 - ・ 大規模改修工事の予定 など

9 その他

- (1) 仕様どおりの業務ができない場合、契約金額の変更協議を行なう。
（例：庁舎の改修工事により一時的に装置撤去を要し異常事態の感知ができない場合）
- (2) 仕様を変更する場合も同様とする。
（例：改修工事工程変更により異常事態感知ができない期間が変更となる場合）
- (3) 本仕様書及び個別仕様書に記載のない事項については、甲乙協議して定める。